

# まちづくり メールニュース



## 今号の記事

- 景観まちづくりで何が出来る？
- 寄稿 「中標津町景観計画」について
- 寄稿 札幌市の景観計画を見直しました

↑各項目の○をクリックすると各項目見出しにジャンプします。

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで

※配信希望は随時受け付けております。

Vol. 254

(H29. 6. 1)

北海道開発局都市住宅課  
まちづくり相談窓口

## 景観まちづくりで何が出来る？

～地域の特性に応じた計画・住民参加でもっとまちへの愛着が～

今号は景観まちづくりに関する特別号として、景観法に基づく景観計画等についての紹介と、中標津町(今年度から景観行政団体となり、5月から景観計画を施行)と札幌市(今年度から新たな景観計画を施行)の景観まちづくりの取組(ともに寄稿)について、お届けします。

### 景観法とは

景観法(以下で単に「法」といいます)は、2004(平成16)年に制定された、景観に関する基本法です。法制定の背景としては、1980年代から地方公共団体において独自に景観に関する条例や計画の策定がなされるなど、国民の間に景観形成に対する意識が向上してきていたことや、景観をめぐる訴訟<sup>※1</sup>で「景観利益は法的保護に値」とするとされたことなどがありました。

※1…「国立市マンション訴訟」第一審判決(2002年12月)

### 基本理念

法第2条で、景観形成の基本理念として、以下の旨が定められています。

- ・良好な景観は「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。
- ・良好な景観の形成は「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たな良好な景観を創出することを含む」。

### 責務規定

法第3条～第6条に、それぞれの主体の責務が定められています。

- ・ 国 …良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定・実施  
良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及
- ・ 地方公共団体…良好な景観の形成に関する当該区域の諸条件に応じた施策の策定・実施
- ・ 事業者…良好な景観の形成に努めるとともに国・地方公共団体の施策に協力
- ・ 住民…良好な景観の形成に積極的な役割を果たすとともに、国・地方公共団体の施策に協力

### 景観行政団体

景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことで、都道府県・政令市・中核市は法第7条の規定により景観行政団体となっており、政令市・中核市以外の市区町村で都道府県との協議を経たところは、景観行政団体となります。

景観行政団体が景観行政を実施するエリアの関係を図示すると、以下のようになります。



### 景観計画

景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画（＝景観計画、以下で単に「計画」といいます）を策定することができ（法第8条）、この計画に基づき景観行政を実施します。計画に必ず定めなければならない事項（必須事項）は以下の3つです。

- ・ **計画の区域**・・・都市計画区域内等の制限なく、都市部から農山漁村部まで幅広く区域の設定ができます。
- ・ **良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（＝景観形成基準）**・・・建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度、その他の届出を要する行為ごとの制限。区域内一律とするのではなく、区域内でエリアを区分して定めることも可能です。
- ・ **景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針**・・・対象となる建造物又は樹木がある場合

### 届出対象行為

計画区域内で行う場合に景観行政団体の長への届出が必要と定められている行為は①**建築物の建築等**<sup>※2</sup>、②**工作物の建設等**<sup>※2</sup>、③**開発行為**<sup>※3</sup>等です（法第16条第1～3号）。

また、必要に応じて、景観行政団体の条例で届出の対象の追加や、適用除外（届出が必要な建築物・工作物の規模の設定など）について定めることも可能です。

景観行政団体の長は、届出された行為が景観計画での行為の制限に適合しない場合、届出した者に対し、設計の変更その他の必要な措置を勧告<sup>※4</sup>できます。

※2・・・新築（工作物は「新設」）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

※3・・・都市計画法第4条第12項の開発行為 ※4・・・特定届出対象行為（計画・条例で設定）に対しては、設計変更命令が可能

### 住民・NPO等の参加の仕組み

- ・ **提案制度**・・・景観行政団体に対し、住民やNPO法人等が計画の素案を添え、計画の策定や変更を提案できます。（法第11～14条）
- ・ **景観協定**・・・景観区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、当該土地の良好な景観の形成に関する協定を締結するもの（景観行政団体の長の認可が必要）。締結後新たに土地の所有者となった者にも有効となります。（法第81～91条）
- ・ **景観協議会**・・・良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うために組織するもの。必要に応じて関係行政機関、公益事業者、住民、景観に関する活動団体を加えることが可能です。（法第15条）
- ・ **景観整備機構**・・・景観行政団体の長がNPO法人等を指定し、住民主導の持続的な取組を支援するもの。景観整備機構は、景観の専門家による情報提供、管理協定に基づく景観重要建造物・樹木の管理、景観重要建造物の買取りや整備の推進、良好な景観の形成に関する調査研究等を行います。（法第92～96条）

景観まちづくりは、法律上も地域の特性に応じた柔軟な取組が可能となっており、住民の地域への満足感・愛着の高まり、交流人口の増加など、様々な効果が期待できます。

国土交通省では、法や計画の諸制度の詳細、各地の取組事例、波及効果などについてまとめた「[景観法アドバイザーブック](#)」をHP上で公開していますので、ぜひご覧ください。

## = 寄稿 = 「中標津町景観計画」について ～なかしべつの景観を守り、つくり、育てる～

### 【中標津町の概要】

中標津町は北海道の東部、根室管内の中部に位置し、町域は東西約 42 km、南北約 27km に及びます。面積は 684.87 k㎡。北部は千島火山帯につながる丘陵地で、南側に向かって緩やかに傾斜し平坦な根釧原野が広がっています。



中標津市街地

中標津市街地は、町の中心部を流れる標津川によってつくられた河岸段丘の低地部にコンパクトに形成され、その北側には中標津空港があり、新千歳空港から 50 分、羽田空港からは 85 分と都市部からのアクセスも良好です。主要な産業は酪農と商業で、乳牛の飼育頭数は約 4 万頭、平成 26 年商業統計調査では、全道で 21 番目の年間販売額となっています。人口は 23,774 人（平成 27 年国勢調査）と統計調査以来、初めて減少に転じましたが、若者が多く元気いっぱいなマチです。

### 【主な観光資源等】

標高 270m に位置し、地球の丸さを実感できる視界 330 度のパノラマを望むことができる「開陽台」や、ライダーの聖地としても有名な「ミルクロード」、そして平成 13 年に北海道遺産に登録された「格子状防風林」、平成 28 年に開湯 100 年を迎えた「養老牛温泉」(<http://youroushi100.com/index.html>) 農業文化を象徴する「牛」文字が描かれたモアン山などがあります。



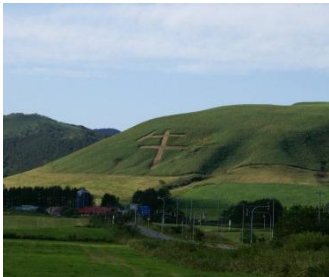
開陽台展望台



ミルクロード



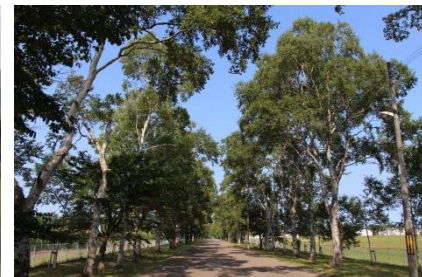
北海道遺産 格子状防風林



モアン山



中標津空港と町のシンボル武佐岳



町の木「シラカバ」

### 【広大な台地に広がる酪農風景の歴史】

明治期には、殆どが原生林だった根釧台地で、明治 34 年に中標津原野が殖民地として区画開放されました。本格的な開拓は明治 44 年に徳島、静岡県人で組織された農業団体が入植したことに始まります。当時は穀類や豆類が中心の畑作でした。

昭和2年には、北海道農事試験場根室支場が設置されました。しかし、幾度の深刻な冷害凶作にみまわれ、北海道議会では根釧原野放棄論が主張されるにいたりましたが、北海道庁（当時の国（内務省）の地方行政官庁）の総合開発計画として「根釧原野農業開発五ヶ年計画」が昭和8年に策定され、畑作から酪農中心の農業へと切り替えを図りました。

その後、昭和30年代以降、全地域に開拓の手が入り、大規模な牧草地をはじめとした農地の造成により、今日の酪農景観の基盤となる、格子状防風林が設置されました。



昭和2年頃の北海道農事試験場根室支場

### 【独自条例による景観への取組】



昭和38年頃の開陽台展望台

昭和38年、広大な酪農景観を望む開陽台に展望台を開設しました。この時初めて、酪農風景・生産の現場を町民や来訪者に誇るべき資源として位置づけたと言えます。

平成3年に開陽台のリゾート開発計画が持ち上がり、開陽台の風景と自然環境を守るために住民運動が起こりました。また同年、農林水産省により「美しい日本のむら百選」が選定され、広大な起伏の続く大地に整然と配置された格子状防風林が評価され、当町も選ばれました。

こうした経緯を契機に景観検討委員会による検討を重ね、平成6年に「中標津町景観形成ガイドプラン」と「中標津町まちづくりガイドプラン」を策定、平成8年には「中標津町景観条例」を制定しました。平成13年には、隣接する3町と連名で、第1回北海道遺産に格子状防風林が登録されました。

その後、景観条例に基づき開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定（平成17年）、国道272号バイパス沿いの景観形成基準の策定（平成18年）、携帯電話基地局設置に係る指導指針の策定（平成19年）、太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準の策定（平成25年）と、景観形成の先駆けと言える取組を行ってきました。

その間、平成16年には、文化庁の地域資源景観調査と文化的景観保存活用事業に取り組み、格子状防風林が生業の変遷とともに生まれ、人々の営みのなかで成長してきた過程を裏付ける資料となり、後に策定する「中標津町景観計画」の礎となりました。

また、町内でも景観に関する活動を行う団体が多く設立され、町内の自然を観察する活動、観光客に酪農景観をガイドする活動、河川の清掃や沿道緑化など、景観に価値を見出す多くの活動が町民の手で展開されており、世代交代しながら絶えることなく継続しています。

### 参考：北海道遺産に登録された根釧台地の格子状防風林

農地を守る格子状または直線状の防風林は、その歴史的・文化的側面が評価され、北海道遺産に登録されました。格子状防風林は、開拓期にアメリカ人顧問のホーレス・ケブロン氏により提唱されたものです。

根釧台地に分布するほとんどの格子状防風林は、180mの林帯幅を有し、総延長648kmにもなります。面積は4,741haで、中標津町の森林面積の14.3%を占めています。宇宙飛行士の毛利衛氏がスペースシャトルから撮影し、壮大さに言及したように、そのスケールにおいて世界に誇るべき景観を形成しています。



宇宙からみた根釧台地

### 【景観計画策定の目的と基本理念】

中標津町は先駆的に景観形成に取り組んできましたが、近年の景観に対する理解の深まりと解釈の多様化、景観を取り巻く情勢の変化も踏まえ、景観法にもとづく景観行政団体となり、景観計画を策定することとしました。

平成29年1月に北海道との協議が終了し、4月から景観行政団体となり、5月から「中標津町景観計画」を施行しています。

「まちへの誇りや愛着をもてる“ふるさとなかしべつ”」と「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世に引き継ぐことを計画の目的としています。計画策定にあたり、以下の3点に留意しました。

- ・平成8年に制定した中標津町景観条例の理念を継承する
- ・「町民」「活動団体」「事業者」「行政」との協働による景観まちづくりを目指す
- ・景観形成を協働の現場として、すぐに取り組むことができる道すじを生み出す

#### 参考：中標津町景観条例（平成8年条例第12号）前文

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農経営と活発な都市活動が展開される緑豊かなまちである。

知床連山の山並みを背に、牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が一面に広がり、遙かなたには、丸い地球を実感できる緑の地平線を望むことができる。こうした中標津の景観は、先人達の開拓の歴史とわたしたちの日々の営みを映し出しているものであり、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産である。

私たち町民は、中標津が自然と共生し、心豊かで誇りを持って生活できる、そして訪れる人にも心地よいまちでありたいと願っている。

ここに私たち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、もって中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、次代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

これらを踏まえ、「中標津町景観計画」の基本理念を、以下のとおり定めました。

**歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり**  
～中標津町の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

### 【中標津町の景観特性と基本方針】

中標津町における景観形成を進める上で大事な要素を景観特性として把握しました。

また、酪農を主体とした風景、格子状防風林、遠景の山々といった資源を基本として、中標津町を特徴づける要素を4つの景観特性として分類し、特性ごとの景観まちづくり方針を整理しました。

#### 中標津町の景観特性

土地の成り立ちから人の手による生業、都市の形成にいたるまで歴史文化が積み重なり、美しい景観が形成されている

#### 4つの景観特性

#### 景観特性ごとの景観まちづくり方針

##### 1. 自然環境特性

⇒ 空と緑の広がりのある自然環境を守ります

##### 2. 農村環境特性

⇒ 格子状防風林のある農村景観を守ります

##### 3. 暮らし・交流拠点特性

⇒ 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流とにぎわいを創出します

##### 4. 協働の景観まちづくり特性

⇒ 協働による景観まちづくりを進めます

【景観形成のルール（8つの景観形成区域）】

中標津町の良好な景観形成のために必要な景観形成基準として、町内全域を景観計画区域とし、全区域共通の景観形成基準と、それぞれ特徴をもつ8つの景観形成区域に応じた景観形成基準を定めました。

このうち、開陽台周辺区域を「景観形成重点区域」に定めています。

<p><b>1 開陽台周辺区域</b></p> <p>※景観形成重点区域：景観計画区域のうち景観形成において特に重要な区域を指定</p>  <p>「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点 建築物等の位置・高さなどが周辺景観と調和し、臨農景観等への眺望が確保されている。 など</p>	<p><b>2 空港周辺区域</b></p> <p>(空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内)</p>  <p>「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  unnecessary 屋外広告物がなく、色彩等も調和し、臨農景観が守られている。 など</p>	<p><b>3 国道272号バイパス沿いの区域</b></p> <p>(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)</p>  <p>「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  屋外広告物等の色彩等が、周辺景観と調和している。 など</p>
<p><b>4 中標津市街地中心区域</b></p> <p>(都市計画用途地域における商業地域の区域)</p>  <p>まちの拠点として、「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  沿道に面した店舗などの1階部分は、開放的で、人が滞留するなどにぎわいがある。 など</p>	<p><b>5 中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿いの区域</b></p> <p>(都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)※4の区域を除く</p>  <p>まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  建築物等の位置・高さなどが街並みと調和し、壁面がそろっている。 など</p>	<p><b>6 中標津市街地区域</b></p> <p>(都市計画用途地域における商業地域を除く区域)※3・4・5の区域を除く</p>  <p>自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  建築物等の形態・意匠が街並みと調和し、山並み等への眺望にも配慮されている。 など</p>
<p><b>7 計根別市街地及びその他集落区域</b></p> <p>(計根別、開陽、武佐、当樺、養老牛温泉等)</p>  <p>各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  敷地内が緑化され、周辺景観と調和し、うらみがある。 など</p>	<p><b>8 自然・農村景観区域</b></p> <p>(1〜7以外の全域) ※都市計画区域白地地域を含む</p>  <p>まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成を図ります。</p> <p>考慮する点  建築物等の色彩、素材等が周辺景観と調和している。 など</p>	 <p>中標津町景観計画</p>

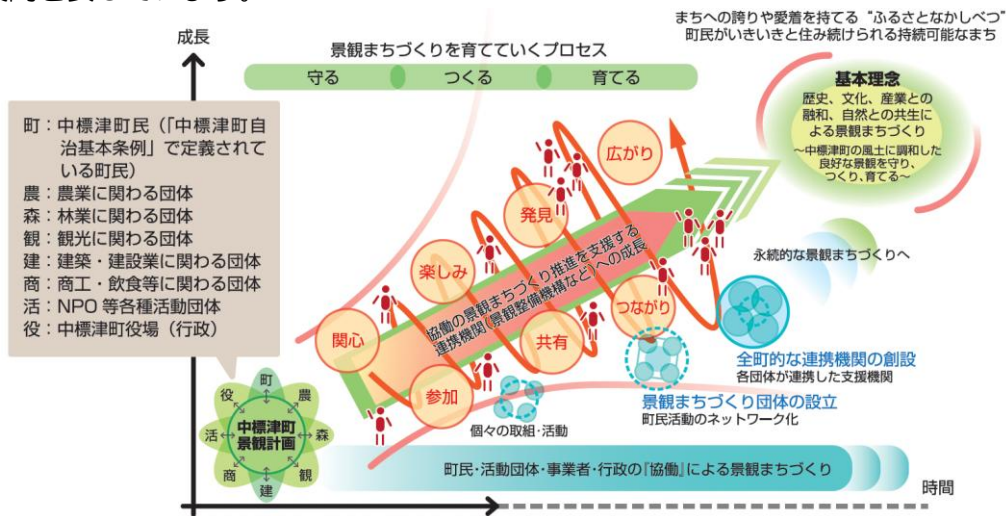
**【景観まちづくりの考え方】**

景観まちづくりを進めるためには、町民一人ひとり、景観に関する活動団体、事業者、行政の連携・協力、そして協働の取り組みが欠かせません。景観まちづくりに取り組むきっかけ・ステップを、以下の4つの「考え方」として整理しています。

- 考え方1：一人ひとりの関心から始まる景観まちづくりのプロセス
- 考え方2：一人ひとりの取組・活動から「町民活動のネットワーク化」へ
- 考え方3：団体相互の連携・ネットワークから「景観まちづくり団体」の設置
- 考え方4：町民・活動団体・事業者・行政による「協働」の景観まちづくりの拡充

**【景観まちづくりを育てていく過程のイメージ】**

上記の「考え方」より、一人ひとりの「関心」から始まり、「参加し、楽しむ」ことから、一層の魅力向上の「発見し、共有」、さらに多くの人の「つながり」、活動の「広がり」という展開を表しています。



**【景観まちづくりの推進方策】**

上記の過程を大切にしながら景観まちづくりを進めていく方策を、3つのポイントに区分し、以下のとおり定めました。

**1. 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上**

- ①啓発活動の推進
- ②景観形成、景観まちづくりに関する情報発信
- ③子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進
- ④中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進



**2. 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進**

- ①景観形成団体・景観活動団体や町民相互の話し合いの場や機会の創出
- ②自主的な景観まちづくり活動の促進
- ③景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置
- ④景観計画と連動した景観重要公共施設の整備又は運用



**3. 景観計画と既存制度を活用した景観まちづくり活動の支援**

- ①景観まちづくりに関する既存制度及び支援制度の活用
- ②景観条例の効果的な運用
- ③景観審議会の効果的な運用



【景観計画策定にあたって】

「開陽台の景観を守る」という町民有志の活動から始まり、地域の人々は景観に対する意識が高く、特に農村部において酪農景観を守ることは「あたりまえ」となっています。

一方、市街地においては活発な経済活動のもと、賑わいを創出することと景観に配慮することのバランスについて、今後町民のみなさんと一緒に考えていかなければならないと感じています。

景観計画策定にあたり、広く町民のみなさまからご意見をいただくために、ワークショップやフォーラムを開催しました。大勢の町民のみなさんに参加いただき、景観に対するみなさんの思いを肌で感じました。中標津町には景観に関わる様々な活動をしている団体がたくさん存在します。みなさんからご意見をいただき、一緒に考え、一緒に夢を語るという大切な時間を過ごすことができ、素晴らしい景観計画をつくることができました。

しかし、本番はこれからです。中標津町は地域も人もポテンシャルをもっていますので、この計画をもとに誰からも愛されるまちになるように、町民が一丸となって楽しく景観まちづくり活動ができるよう、引き続き努力していきます。

寄稿：中標津町建設水道部都市住宅課街づくり推進係

(中標津町景観計画 <http://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/>)



H28. 2 フォーラム



H28. 5 景観まちづくり団体WS



H28. 9 景観学習 (計根別学園 小4)



H28. 9 フォーラム (市街地まち歩き)



地元食材を使ったランチ (H28. 9 フォーラム)



資源活用マップ発表 (H28. 9 フォーラム)



町民有志による実行委員会 (H29. 3 フォーラム)



なかしべつ景観まちづくりフォーラム



大勢の参加者の皆さん (H29. 3 フォーラム))

【中標津町景観計画策定までの経過】

- |                  |                    |        |                       |
|------------------|--------------------|--------|-----------------------|
| H27. 9           | 第1回中標津町景観計画策定委員会   | H28. 8 | 景観まちづくりWS (中標津町市街地)   |
| 10               | 活動団体及び事業者ヒアリング     | 9      | 第5回中標津町景観計画策定委員会      |
| 11               | 景観まちづくりWS          |        | 景観学習 (計根別学園小4)        |
| 12               | 第2回中標津町景観計画策定委員会   |        | なかしべつ景観フォーラム          |
| H28. 2           | なかしべつ景観フォーラム       | 10     | 中標津町景観計画パブリックコメント     |
| 3                | 第3回中標津町景観計画策定委員会   | 11     | 景観まちづくりWS (計根別市街地)    |
| 5                | 景観まちづくり団体交流会       | 12     | 第6回中標津町景観計画策定委員会      |
| 6                | 景観まちづくりWS (中標津市街地) | H29. 1 | 都市計画審議会・景観審議会 (諮問・答申) |
| 第4回中標津町景観計画策定委員会 |                    |        | 景観行政団体移行協議書交付式        |
| 7                | 景観まちづくりWS (計根別市街地) | 2      | 第7回中標津町景観計画策定委員会      |
|                  |                    | 3      | なかしべつ景観まちづくりフォーラム     |



# = 寄稿 = 札幌市の景観計画を見直しました ～平成 29 年 4 月 1 日より運用しています～

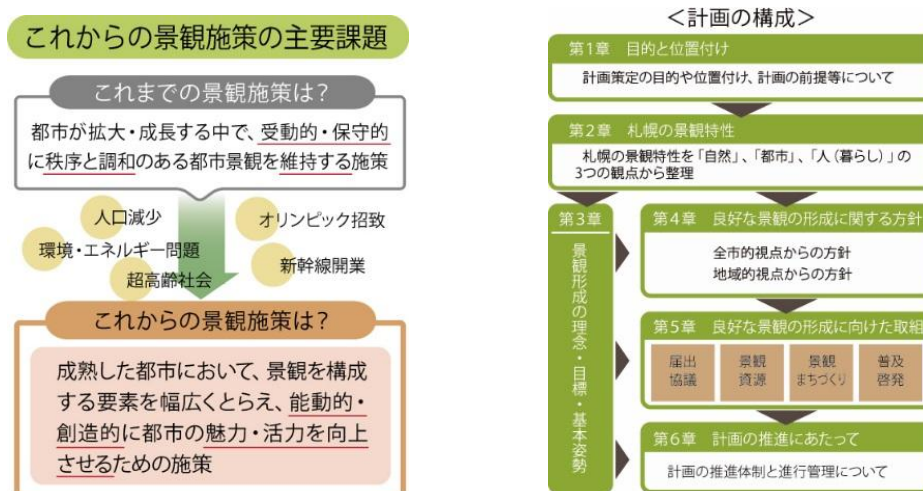
## 1 はじめに

札幌市では、昭和 56 年（1981 年）から景観施策を展開し、景観法が制定されて以降「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年策定）」と「札幌市景観計画（平成 19 年策定）」に基づき、大規模建築物等の届出・協議や歴史的建築物の景観重用建造物等への指定などの取組を重ねてきました。しかし、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たに上位計画として「札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定された（平成 25 年）ことなどから、これまでの 2 つの計画の見直し・統合を行い、平成 29 年 2 月に、新たに「札幌市景観計画」として策定しました。また、これに先立ち、「札幌市都市景観条例」についても、平成 28 年 12 月に「札幌市景観条例（以下「条例」）」として改正しました。

本稿では、新たな景観計画に位置づけた、理念や目標、主な取組などを報告します。

## 2 札幌市の景観施策の主要課題

これまでの札幌市の景観施策は、都市が拡大・成長する中で受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する施策が中心であったと言えます。しかしながら、これからの景観施策では、成熟した都市において、気候、地形、植生などの「自然」や、街並み、道路などの「都市」といった要素はもとより、歴史、文化、産業といった「人（暮らし）」の要素も含めて幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へと転換していくことが大きな課題という認識の下、見直しの検討を行いました。



## 3 景観形成の理念等

### (1) 景観形成の理念

札幌市都市景観基本計画の基本理念は「透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる」でした。新たな景観計画では、これまでの基本理念や上記2の主要課題などを踏まえ、

- ・積雪寒冷という北の風土の中で、「自然」と「都市」が近接していることが札幌の大きな魅力の一つ
- ・今後の景観形成にあたっては、「自然」、「都市」はもとより「人（暮らし）」も景観を構成する要素として幅広くとらえることが重要
- ・それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民、事業者、行政等が共に手を携え、創り上げる。

という考え方にに基づき、以下の理念を定めました。

「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」

## (2) 目標・基本姿勢

上記の理念に基づき、景観形成の目標を以下のとおり定めました。

- ① 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- ② 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- ③ 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

また、目標の実現に向けた取組を進めるにあたり、以下の基本姿勢も定めています。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ア 自然を守り、生かす    | エ 地域の個性を見だし、伸ばす |
| イ 歴史を踏まえ、受け継ぐ  | オ みんなが取り組み、広げる  |
| ウ 札幌の「顔」を創り、磨く | カ 行政は率先し、支える    |

## 4 良好な景観の形成に関する方針

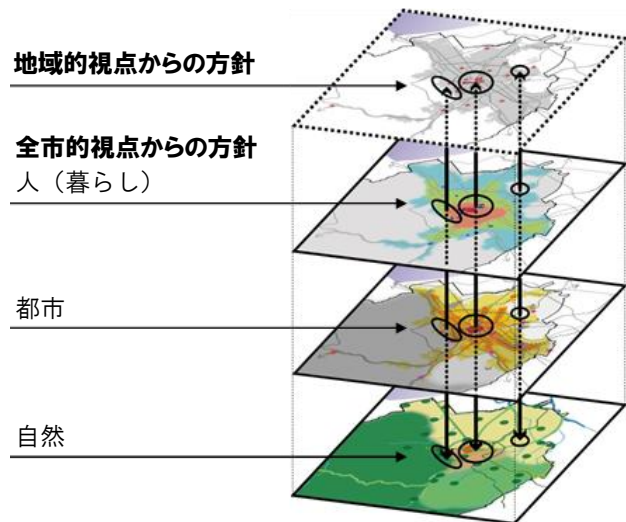
前項までの内容を踏まえ、景観形成の方針（景観法第8条第3項の「良好な景観の形成に関する方針」）を、「全市的視点」と「地域的視点」から示すこととしました。

個々の方針についての記述は割愛しますが、全市的視点からの方針は、「自然」、「都市」、「人（暮らし）」の3つの観点から示すこととし、地域的視点からの方針は、特定の地区の特性を踏まえて、景観計画重点区域<sup>\*1</sup>や景観まちづくり推進区域（5-3 参照）等において定めるものとしてしました。

国土交通省主催の「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」の報告書を踏まえ、「景域<sup>\*2</sup>」を認識したうえで取組を展開することが重要であることから、取組の内容や場所に依ってそれぞれの方針を重ね合わせて読み解くものとしています。

※1：市独自に、景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域として、都心4地区を指定しています。

※2：同報告書の定義で「地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域」



景観形成の方針の構成

## 5 主な取組

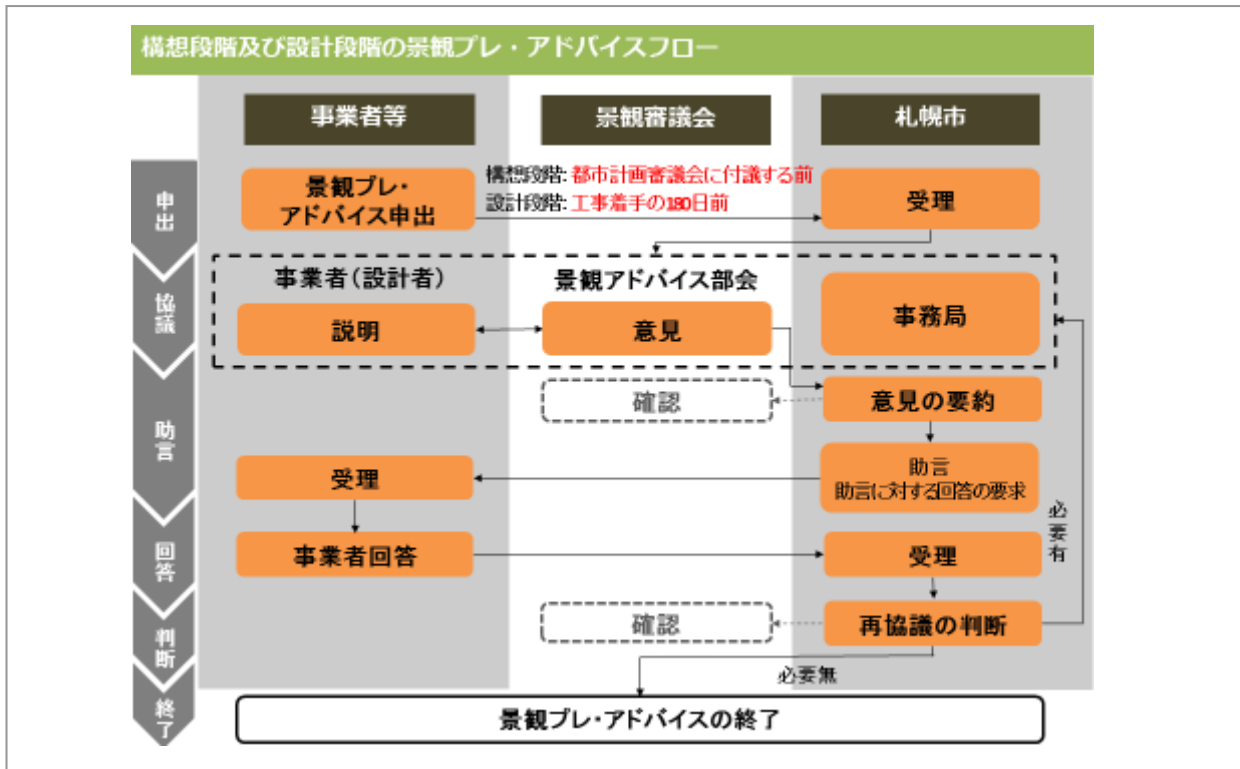
前項までの内容を踏まえ、良好な景観の形成に向けた取組を、以下の4つの柱で整理しました。ここでは、景観計画に位置付けた取組のうち、主なものを紹介します。

### 5-1 届出・協議による景観誘導

#### ○専門家の関与による協議制度（景観プレ・アドバイス）の導入

景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家がアドバイスをを行う「景観プレ・アドバイス」の仕組みを位置付け、条例で制度化しました。

具体的には、「制限の緩和を伴う都市計画の決定等が必要となる建築物の新築等」や「高さ100mを超える工作物の新設等」などについて、都市計画審議会に付議する前や工事着手の180日前までに、専門家と事業者等が意見交換を行い、その結果を踏まえて、市から事業者へ助言を行う制度となっています。



○届出対象の追加・除外

これまでの届出・協議の現状と課題を踏まえ、景観への影響を適切に考慮した届出対象とするため、以下のとおり届出対象を追加・除外しました。

- ・建築物の壁面の長さ（50m 超）を届出対象要件に追加
- ・札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域内での建築物の延べ面積要件を引き下げ（10,000 m<sup>2</sup>超⇒5,000 m<sup>2</sup>超）
- ・工作物の築造面積（2,000 m<sup>2</sup>超）を届出対象要件に追加 など

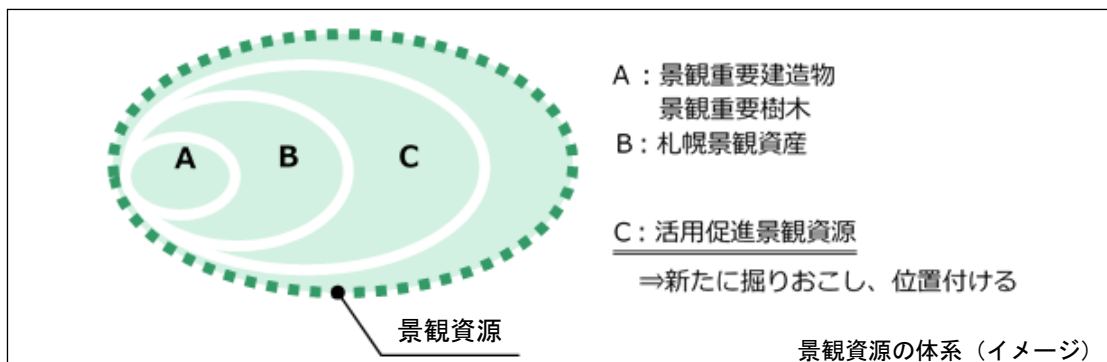
5-2 景観資源の保全・活用

○景観上の価値のとらえ方の拡大

これまでの景観重要建造物等の指定は、歴史的価値に主眼を置いてきましたが、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点も重視するなど、景観上の価値のとらえ方を拡大することとしました。

○景観資源の位置付け

一定の制限を受ける景観重要建造物等の指定制度ではなく、今後の良好な景観の形成に生かすため、市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける登録制度「活用促進景観資源」を条例に位置付けました。



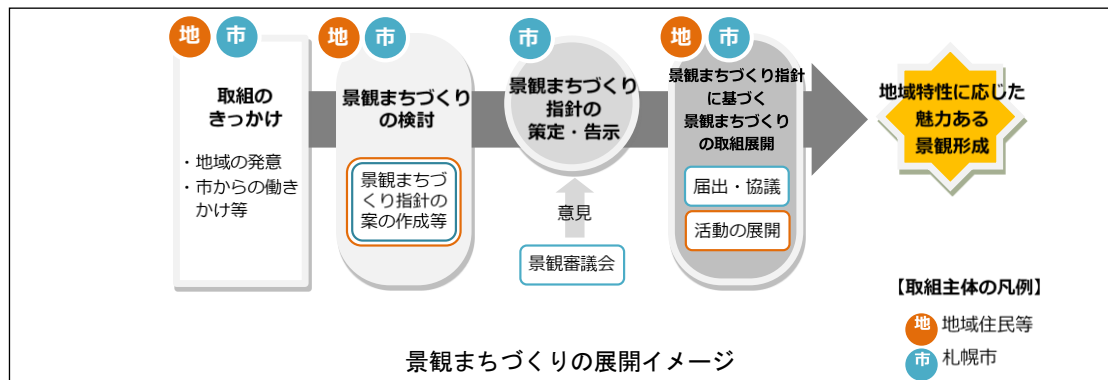
### 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

#### ○地域ごとの景観まちづくりの多様な展開

これまで、路面電車のループ化をきっかけとして、「ロープウェイ入口」、「西15丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民と協働で、魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組を展開してきました。この取組を今後も継続して推進するとともに、他の地区へと展開することとしました。

#### ○「景観まちづくり指針」等の制度化

モデル地区での取組を制度の面から支え、他の地区へと展開していくため、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針（景観まちづくり指針）やその対象区域（景観まちづくり推進区域）、地域の活動等を支える仕組みを新たに条例に位置付けました。



### 5-4 普及啓発

#### ○市民等との協働による普及啓発の取組

子ども向けに都市計画を分かりやすく解説した札幌市発行の本「ミニまち」を活用した都市計画や景観についての教育を、今後も実施します。

また、平成24～26年度にかけて試行的に展開してきた、市民主体の景観資源選出等の取組である「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の成果と課題を踏まえ、景カードを使った子どもへの普及啓発の取組など、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していくこととしました。



景カード

#### ○新たな表彰制度の検討・実施

市民・事業者等が良好な景観の形成に意識を向け、市民・事業活動等の中で自発的取組を行うきっかけとなるよう、良好な景観の形成に資する優れた建築物や活動等を評価する新たな表彰制度について検討・実施することとしました。

## 6 まとめ

札幌の魅力を高めていく上では、良好な景観の形成が重要と考えられます。良好な景観を形成することは、市民生活に潤いや豊かさをもたらし、まちに対する愛着と誇りが醸成されるとともに、観光客の増加や民間投資の誘発など、活力ある地域経済の実現にも寄与するものと言えます。

新たな景観計画は、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めて全ての人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものです。

今後、この新たな景観計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進していきたいと考えています。

寄稿：札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

※「札幌市景観計画」の本文等については、[札幌市 HP](#)をご覧ください。